

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成28年6月29日

【会社名】 木村化工機株式会社

【英訳名】 KIMURA CHEMICAL PLANTS CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 小林 康 眞

【本店の所在の場所】 兵庫県尼崎市杭瀬寺島二丁目1番2号

【電話番号】 06(6488)2501(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理部門長 谷 本 周 平

【最寄りの連絡場所】 兵庫県尼崎市杭瀬寺島二丁目1番2号

【電話番号】 06(6488)2501(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理部門長 谷 本 周 平

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成28年6月24日の当社第69期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成28年6月24日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

取締役会の監査・監督機能をより強化することでコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図り、経営の透明性と健全性を高めることを目的として、監査等委員会設置会社に移行するため等に必要な定款変更を行う。

監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行う。

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、業務執行を行わない取締役についても責任限定契約の締結が可能となった等の理由により、規定の変更を行う。

その他、上記の変更等に伴う条数の修正及び字句の変更等所要の変更を行う。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、小林康眞、森岡利信、谷本周平、福田正行、矢野謙介、梅澤茂、天野次郎、福森文男及び佐伯博の9名を選任する。

第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員である取締役として、喜多芳文、山崎幹男、伊藤哲夫、田中圭子及び浅田敏一の5名を選任する。

第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により退任する取締役に対し、その在任中の労に報いるため、当社における一定の基準にしたがい、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈する。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会の決議に一任する。

第5号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金打ち切り支給の件

役員報酬体系の見直しの一環として平成28年5月30日開催の当社取締役会において、取締役及び監査役の退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議したことに伴い、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件」が原案どおり承認可決されることを条件として重任予定の取締役7名及び第3号議案「監査等委員である取締役5名選任の件」が原案どおり承認可決されることを条件として監査等委員である取締役に選任される予定の監査役1名に対し、本総会終結の時までの在任期間に対する労に報いるため、当社所定の一定の基準にしたがい、相当額の範囲内で役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金打ち切り支給を行う。

なお、支給の時期は各氏の退任時とし、その具体的金額、方法等につき、取締役は取締役会の決議に、監査役については監査等委員会である取締役の協議に一任する。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成20年6月27日開催の第61期定時株主総会において年額180百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認をいただき今日に至っておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、これを廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、経営環境の変化に伴い取締役の責務が増大したこと、及び昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮し、年額180百万円以内とする。ただし、上記取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないこととする。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員である取締役の報酬額を、監査等委員の職務と責任を考慮し、年額50百万円以内とする。

第8号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件

役員退職慰労金制度の廃止を機に、取締役の報酬制度を見直し、新たに取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度を導入する。

なお、本制度は、当社の業績と取締役の報酬との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず、株価下落リスクをも負担し、株価変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とする。具体的には、第6号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」における報酬の限度額とは別枠で、新たな業績連動型株式報酬を平成29年6月開催の定時株主総会で終了する任期から平成33年6月開催の定時株主総会で終了する任期までの5年間に在任する当社の取締役に対し支給する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)	
第1号議案	130,489	1,052	0	(注) 1	可決	97.17
第2号議案				(注) 2		
小林 康眞	128,106	3,440	0		可決	95.39
森岡 利信	130,030	1,516	0		可決	96.83
谷本 周平	130,019	1,527	0		可決	96.82
福田 正行	130,031	1,515	0		可決	96.83
矢野 謙介	130,030	1,516	0		可決	96.83
梅澤 茂	130,019	1,527	0		可決	96.82
天野 次郎	130,031	1,515	0		可決	96.83
福森 文男	129,997	1,549	0		可決	96.80
佐伯 博	129,964	1,582	0		可決	96.78
第3号議案					(注) 2	
喜多 芳文	130,038	1,503	0	可決		96.84
山崎 幹男	122,331	9,210	0	可決		91.10
伊藤 哲夫	129,663	1,878	0	可決		96.56
田中 圭子	127,411	4,130	0	可決		94.88
浅田 敏一	128,133	3,408	0	可決	95.42	
第4号議案	124,352	7,189	0	(注) 3	可決	92.60
第5号議案	119,772	11,769	0	(注) 3	可決	89.19
第6号議案	130,532	1,009	0	(注) 3	可決	97.20
第7号議案	130,621	920	0	(注) 3	可決	97.27
第8号議案	127,660	3,881	0	(注) 3	可決	95.07

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
3. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までに事前行使された議決権の数及び本総会当日に出席した株主のうち各議案の賛成、反対及び棄権の確認ができた議決権の数の集計により、すべての議案は可決要件を満たしたことから、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は、決議の結果及び賛成割合の分母に加算しましたが、分子には加算しておりません。

以上